

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

私立高等学校等奨学給付金受給申請書

奨学給付金の受給を申請します。

↓ 奨学給付金の支給対象となる高校生等の保護者等の氏名、住所・連絡先等を記入してください。

申請区分	※全学年選択可	※新入生のみ選択可(年2回の申請が必要となります。)		☐ 家計急変世帯
	☐ 年額支給 (基準日 7月1日)	☐ 4月から6月相当額支給 (基準日 4月1日)	☐ 7月から翌年3月相当額支給 (基準日 7月1日)	
フリガナ				
申請者氏名		高校生等との関係(いずれかに○印)	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他() ※親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者を含みます。	
申請者住所 (基準日現在)		〒 鹿児島県 【連絡先 ※昼間に連絡の付く電話番号を記入してください。】 — —		

【1】奨学給付金の支給対象となる高校生等

フリガナ				S ・ H	年 月 日 (満 歳)						
氏 名					生年月日						
在学する学校	学校の名称				学 年	第 学年					
	学校の種類・課程・学科 (いずれかの□にレ点)	☐ 高等学校(全日制・定時制) ☐ 高等学校(通信制) ☐ 高等学校(専攻科) ☐ 中等教育学校(後期課程) ☐ 高等専門学校(1～3学年) ☐ 各種学校(外国入学校・その他) ☐ 専修学校(高等課程:昼間・夜間等学科) ☐ 専修学校(一般課程:昼間・夜間等学科) ☐ 専修学校(高等課程:通信制学科) ☐ 専修学校(一般課程:通信制学科)									
	学校の所在地	都道府県 市区町村									
	在学期間	R 年 月 日 ～ 現在			在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					
	過去の高等学校等における在学期間	学校の名称	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数						
	立		☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ その他(全日, 定時)(年)	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐							
	立		☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ その他(全日, 定時)(年)	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐							

【2】誓約事項

申請に当たり、以下の①及び②の内容を確認の上、□にレ点を記入してください。

① 共通

次の6点を確認の上、□にレ点を記入してください。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。☐ この申請書に虚偽の記載又は記載と異なる事実が判明した場合は鹿児島県の求めに従い、その全額を即時返還します。☐ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を行っておりません。☐ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。

※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。

☐ 当申請の内容について、県が必要に応じ給付金の受給の有無や所得状況、生活保護の受給状況等について関係する都道府県や市町村に照会し、情報提供を受けることに同意します。☐ 当申請後に年収見込額の変更があった場合は、速やかに鹿児島県へ報告し、同県の求めに従うことを同意します。

② 生活保護(生業扶助)の受給状況

基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況について、必ずどちらかの□にレ点を記入してください。

☐ 受給しています。

(生活保護受給証明書(生業扶助(高校生は、高等学校等就学費)の受給が分かるもの)を添付してください。)

→裏面の【5】を記入してください。

☐ 受給していません。

→裏面の【3】以降を記入してください。

【3】保護者等の収入等の状況

1 課税証明書等を提出する保護者等について、該当する□にレ点を記入してください。

(①～⑤にレ点を付けた保護者等全員の課税証明書等を添付してください。なお、④又は⑤に該当するときは、別紙「記入上の注意」3 ロを確認してください。)

①	☐	親権者等(両親)2名分
		親権者等1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	☐	・離婚、死別等により親権者等が1名の場合
	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情(例:DV、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
		(提出できない理由:)
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 (【4】の記入が必要) 親権者等又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 (【4】の記入が必要) 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

2 課税証明書等を提出する者の生徒との続柄について、該当するもの全ての□にレ点を記入してください。

☐	父	☐	母	☐	祖父	☐	祖母	☐	兄	☐	姉	☐	その他()
--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	--------

3 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

【4】扶養誓約(【3】保護者等の収入等の状況－1－④・⑤に該当する場合のみ記入)

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

この誓約の記載内容は、事実と相違ありません。

氏名	続柄	生年月日	住所	職業又は就学状況

【5】奨学給付金の支給方法

1 奨学給付金の支給方法について、①か②のどちらかを選択して□にレ点を記入してください。

①	☐	口座振込	口座振込みにより支給してください。 (※ 口座振込申出書(第2号様式)を提出してください。)
②	☐	代理受領	支給対象となる高校生等の授業料以外の教育費と相殺するため、在学する学校設置者へ支給手続を委任します。(※ 委任状(第3号様式)を学校設置者へ提出してください。)

記入上の注意

各項目の記入方法及び留意事項です。確認の上、記入してください。

1 「申請者」欄について

- イ 申請者は、鹿児島県内に住民票を有する保護者等です。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 保護者等の一方が県外に住民票を有している場合、他方の保護者が該当都道府県に対し給付金の申請を行わないと誓約する場合に限り、申請を受け付けます。

2 「【1】奨学給付金の支給対象となる高校生等」欄について

- イ 現在通っている学校、過去に在籍した学校について、必要事項を記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む。）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

3 「【3】保護者等の収入等の状況」欄について

- 1②に該当するときは、必ず「親権者等」全員の状況を確認の上、記入してください。
- 1②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合などがあたります。この「家庭の事情」は、1④及び⑤並びに課税証明書を提出しない場合の「親権者等が存在しない場合」の理由にも含まれます。
- ロ 1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付してください。
- また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて受給申請書により誓約してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。